

国民健康保険料の連続値上げの撤回を求める陳情

1 受理年月日 平成26年4月23日

2 陳 情 者 立川市羽衣町3-26-6
望月 重孝

3 陳情の要旨

- 一、「賦課不足は原則加入者の保険料で賄う」とする考えを撤回し、国保料の毎年値上げをやめること
- 一、政府に対し、国庫負担を大幅に増やすことを求めること

4 陳情の理由

国民健康保険に加入する市民は、高齢者や自営業者、非正規労働者、失業者などが大半をしめており、国民健康保険は社会保障として位置付けられています。

しかし、こうした位置付けにもかかわらず国はこの間、毎年のように国庫負担を減らし続け国保加入者や自治体、各健康保険組合などにその負担を押しつけています。

いま、国保加入者からは「これ以上の値上げは耐えられない」との切実な声が寄せられています。

しかし、昨年4月から立川市は、「介護納付金分」と「後期高齢者支援金分」について「賦課不足は原則加入者の保険料で賄う」として「介護納付金分」、「後期高齢者支援金分」の値上げを行いました。そして、今年4月からは国保の根幹である「医療分」まで同じ考えで値上げを行おうとしています。

それだけでなく、現在の立川市の国保加入者1人あたりの保険料は、三多摩26市中3番目と高く（前年度）、「賦課不足は原則加入者負担」となれば医療分も含め毎年値上げということになり兼ねません。そして、国保加入者は「保険料を払いたくても払えない」という事態に追い込まれてしまいます。

三多摩の自治体をみても「賦課不足は原則加入者の保険料で賄う」という考えで値上げを行っている自治体は立川市を含め3市だけであり、各自治体でも厳しい国保財政でありながらも、一般会計からの繰り入れで保険料の値上げを抑制しようと努力しております。